



山形県公報

平成18年7月7日(金)

号 外 (31)

目 次

条 例

- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 4
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 5
- 山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 6
- 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例…………… (同) …15
- 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例…………… (障害福祉課) …16
- 山形県立農業大学の授業料等徴収条例…………… (農政企画課) …同
- 山形県卸売市場条例等の一部を改正する条例…………… (同) …17

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第42号) (人事課)
 - 1 県税事務に従事する新たに設置された職にある者に支給する特殊勤務手当の額を定めることとした。(第4条第2項第1号関係)
 - 2 行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 3 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成18年4月1日から適用することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
- ◇ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第43号) (人事課)
 - 1 地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、通勤の範囲を拡大することとした。(第2条第2項及び第3項関係)
 - 2 その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項及び第3項関係)
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第44号) (財政課)

介護保険法の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定の事務につき手数料を徴収することとした。
- ◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第45号) (税政課)
 - 1 山形県県税条例の一部改正
 - (1) 県民税

- イ 平成20年度から、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を設けることとした。（第33条関係）
- ロ 平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払に係るもの）の税率を一律4パーセントに改めることとした。（第34条第1項及び第40条の4関係）
- ハ 変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税方式を平成18年度をもって廃止することとした。（第34条第3項関係）
- ニ 平成19年度から、次のとおり調整控除を設けることとした。（第34条の2関係）
- (イ) 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。）が200万円以下である場合
 所得税との人的控除額（基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額等の控除額をいう。以下同じ。）の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額を所得割の額から控除すること。
- (ロ) 合計課税所得金額が200万円を超える場合
 所得税との人的控除額の差額の合計額から、合計課税所得金額から200万円を控除した金額を控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）の100分の2に相当する金額を所得割の額から控除すること。
- ホ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、平成20年度から、配当割額又は株式等譲渡所得割額に乗ずる率を、5分の2に改めることとした。（第35条の2及び附則第5条の2関係）
- ヘ 平成19年度から、県が市町村に交付する徴収取扱費の算定の基礎のうち、納税通知書等の数及び個人の県民税収入額を、納税義務者の数に改めることとした。また、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、個人の県民税の所得割の額から控除することができなかった金額を、市町村が還付又は充当した場合には、当該控除することができなかった金額に相当する金額を、徴収取扱費の算定において加算するものとする事とした。（第40条第1項関係）
- ト 平成19年度から、配当割の市町村に対する交付率を、5分の3に改めることとした。（第48条の18及び附則第5条の3第2項関係）
- チ 平成19年度から、株式等譲渡所得割の市町村に対する交付率を、5分の3に改めることとした。（第48条の25及び附則第12条の7第2項関係）
- リ 配当控除において、平成19年度から、配当所得の金額に乗ずる控除率を、次のとおり改めることとした。（附則第5条第1項関係）

配当所得の区分	控除率
(イ) (ロ) 及び (ハ) 以外の配当所得	1,000万円以下 1.2パーセント 1,000万円超 0.6パーセント
(ロ) 証券投資信託に係る配当所得	1,000万円以下 0.6パーセント 1,000万円超 0.3パーセント
(ハ) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	1,000万円以下 0.3パーセント 1,000万円超 0.15パーセント

- ヌ 平成20年度から平成28年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額の5分の2に相当する金額を、所得割の額から控除するものとする事とした。（附則第5条の4関係）

- ル 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、平成19年度から、売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合における売却価額の合計額に対する税率を、0.6パーセントに改めることとした。（附則第6条第2項関係）
- ヲ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、税率を4.8パーセントに改めることとした。（附則第9条第1項関係）
- ワ 長期譲渡所得の課税の特例について、平成19年度から、税率を2パーセントに改めることとした。（附則第10条第1項関係）
- カ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成19年度から、譲渡益2,000万円以下の部分の税率を1.6パーセントに、譲渡益2,000万円を超える部分の税率を2パーセントに改めることとした。（附則第10条の2第1項関係）
- ヨ 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成19年度から、譲渡益6,000万円以下の部分の税率を1.6パーセントに、譲渡益6,000万円を超える部分の税率を2パーセントに改めることとした。（附則第11条第1項関係）
- タ 短期譲渡所得の課税の特例について、平成19年度から、国等に対する譲渡以外の譲渡の税率を3.6パーセントに、国等に対する譲渡の税率を2パーセントに改めることとした。（附則第12条第1項及び第3項関係）
- レ 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、税率を2パーセントに改めることとした。（附則第12条の2第1項関係）
- ソ 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、税率を1.2パーセントに改めることとした。（附則第12条の4関係）
- ツ 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、税率を2パーセントに改めることとした。（附則第12条の8第1項関係）
- ネ 平成18年度をもって、定率による税額控除を廃止することとした。（附則第19条第1項及び第2項関係）
- ナ 平成18年をもって、退職所得に係る特別徴収税額表を廃止することとした。（附則別表関係）

(2) 事業税

法人の事業税の税率の特例を本則の制度とすることとした。（第54条及び附則第19条第3項関係）

2 山形県産業廃棄物税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

3 その他

- (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のナ及び2の改正は同年1月1日から、1の(1)のイの改正は平成20年1月1日から、1の(1)のホの改正は同年4月1日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第12項関係）

◇ 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（税政課）

- 1 農村地域工業等導入地区における課税免除の適用期間を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の規定は、平成18年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（県条例第47号）（障害福祉課）

- 1 山形県立総合療育訓練センター等における障害福祉サービス等に係る使用料等の一部を免除することができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の規定は、平成18年4月1日から適用することとした。

- ◇ 山形県立農業大学の授業料等徴収条例（県条例第48号）（農政企画課）
- 1 県は、山形県立農業大学条例に規定する山形県立農業大学における授業料、入校料及び入校審査料を徴収することとした。（第1条、第2条及び別表関係）
 - 2 授業料は、前期分及び後期分に分割して徴収するものとし、前期分の授業料にあつては4月に、後期分の授業料にあつては10月に、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を徴収することとした。（第3条関係）
 - 3 入校料は入校を許可するときに、入校審査料は入校の志望を受理するときにそれぞれ徴収することとした。（第4条及び第5条関係）
 - 4 入校の時期が2に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入校した日の属する月から次の徴収の月前の月までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入校した日の属する月に行うこととした。（第6条関係）
 - 5 4月から9月までの間に退校した者からは、後期分の授業料は徴収しないこととした。（第7条関係）
 - 6 知事は、特に必要があると認めるときは、授業料及び入校料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができることとした。（第8条関係）
 - 7 その他所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）
- ◇ 山形県卸売市場条例等の一部を改正する条例（県条例第49号）（農政企画課）
会社法の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第42号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号の表区分の欄中「税務主幹」を「主幹」に改める。

第6条第1項第2号中「農林水産部生産流通課」を「農林水産部エコ農業推進課」に改める。

第6条の6第1項中「文化環境部環境整備課及び環境保護課」を「文化環境部環境企画課及び循環型社会推進課」に改める。

第7条第1項第1号中「農林水産部農業技術課」を「農林水産部エコ農業推進課」に改める。

第12条の2第1項中「文化環境部環境整備課及び環境保護課」を「文化環境部環境企画課及び循環型社会推進課」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項第1号の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条第3項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第10条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第13条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第3条第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中

「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第4条第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のよ

うに改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第29条第2項に規定するところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項及び第3項の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。
- 3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条第1項に規定する職員が公務若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は施行日前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第4号に掲げる障害補償に係る障害の等級については、改正後の別表第2の備考の規定にかかわらず、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成18年法律第12号）第2条の規定による改正前の地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表の規定の例による。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第44号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第228号の7の次に次の1号を加える。

(228)の8 介護保険法第69条の11第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料	1,000円
---	------------------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第45号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第33条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第34条第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に100分の4を乗じて得た金額とする。

第34条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(調整控除)

第34条の2 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(イ) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき1万円 b 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき10万円
(ロ) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(ハ)に掲げる者を除く。）	1万円
(ハ) 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者	5万円

(ニ) 勤労学生である所得割の納税義務者	1万円
(ホ) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者（(ハ)に掲げる者を除く。）	a bに掲げる場合以外の場合 5万円 b 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 10万円
(ハ) 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 17万円 b 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 22万円
(ト) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	a bに掲げる場合以外の場合 5万円 b 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3万円
(フ) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	a b及びcに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族1人につき5万円 b 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円 c 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき10万円
(リ) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	a b及びcに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族1人につき17万円 b 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき30万円 c 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき22万円
(ヌ) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 当該老人扶養親族1人につき13万円 b 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき25万円

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲

げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の2に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が前号イの表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第35条中「前条」を「前2条」に改める。

第35条の2中「100分の32」を「5分の2」に、「前2条」を「前3条」に改める。

第40条第1項第1号を次のように改める。

(1) 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を施行令第8条の3で定める金額に乗じて得た金額

第40条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 第35条の2の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第40条の2中「第34条第1項及び第2項並びに」を「第34条及び」に改める。

第40条の4を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第40条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の4とする。

第48条の10中「第71条の14第4項」を「第71条の14第5項」に改める。

第48条の11中「100分の95」を「施行令第9条の14で定める率」に改める。

第48条の17中「第71条の35第5項」を「第71条の35第6項」に改める。

第48条の18中「100分の95」を「施行令第9条の18で定める率」に、「100分の68」を「5分の3」に改める。

第48条の24中「第71条の55第5項」を「第71条の55第6項」に改める。

第48条の25中「100分の95」を「施行令第9条の22で定める率」に、「100分の68」を「5分の3」に改める。

第54条第1項第1号ハの表中

100分の4.4
100分の6.6
100分の8.6

を

100分の3.8
100分の5.5
100分の7.2

に改め、同項第2号の表中

100分の5.6
100分の7.5

を

100分の5
100分の6.6

に改め、同項第3号の表中

100分の5.6
100分の8.4
100分の11

を

100分の5	に改め、同条第2項第1号の表中	100分の5.6	を	100分の5	に改
100分の7.3		100分の7.5		100分の6.6	
100分の9.6					

100分の5.6	を	100分の5	に改め、同条第3項中「100分の
100分の8.4		100分の7.3	
100分の11		100分の9.6	

1.5] を「100分の1.3」に改め、同条第4項第1号ハ中「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同号ニ中「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同項第2号中「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中「100分の11」を「100分の9.6」に改める。

第62条中「第72条の46第4項又は」を「第72条の46第5項又は法」に改める。

第100条中「第90条第4項」を「第90条第5項」に改める。

第136条の表3バスの項中「及び」を「（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）及び」に改める。

第169条の9中「第699条の21第4項」を「法第699条の21第5項」に改める。

附則第3条の2第2項中「第34条の」を「第34条及び第34条の2の」に改め、同項第2号中「第34条、第35条及び附則第5条第1項」を「第34条から第35条まで、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に改め、同条第3項中「前2条」を「前3条」に改める。

附則第4条第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に改め、同条第2項中「附則第4条第2項」を「附則第4条第3項」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「附則第4条第2項」を「附則第4条第3項」に改め、「その提出期限までに」及び「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「かかわらず」を「かかわらず、施行令附則第4条第1項及び第2項で定めるところにより」に、「同項に」を「附則第10条第1項に」に改める。

附則第4条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に改め、同条第2項中「附則第4条の2第2項」を「附則第4条の2第3項」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「附則第4条の2第2項」を「附則第4条の2第3項」に改め、「その提出期限までに」及び「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「かかわらず」を「かかわらず、施行令附則第4条の2第1項及び第2項で定めるところにより」に、「同項」を「附則第10条第1項」に改める。

附則第5条第1項中「第34条」を「第34条及び第34条の2」に改め、同項第1号中「100分の0.8」を「100分の1.2」に、「100分の0.4」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「100分の0.4」を「100分の0.6」に、「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同項第3号中「100分の0.2」を「100分の0.3」に、「100分の0.1」を「100分の0.15」に改め、同条第2項中「前2条」を「前3条」に改める。

附則第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

附則第5条の3の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項又は第41条の2の規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額
イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（同法第37条の11第1項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額及び租税特別措置法第10条から第10条の7までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の2の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第5条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、法附則第5条の4第3項に定める場合に限り、適用する。

附則第6条第2項中「及び附則第5条第1項の規定にかかわらず」を「、附則第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の0.5」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「及び附則第5条第1項」を「、附則第5条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「、附則第3条の2第2項並びに附則第19条第1項及び第2項」を「及び附則第3条の2第2項」に、「前2条」を「前3条」に改め、「及び第19条第2項第1号」を削り、「附則第5条第1項」を「附則第5条の4第1項」に改める。

附則第7条を次のように改める。

（県民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第7条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第40条の3及び第40条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第40条の6及び第40条の8の規定の適用については、これらの規定中「第40条の4」とあるのは、「第40条の4並びに附則第7条第1項」とする。

附則第9条第1項中「並びに第34条第1項及び第2項」を「及び第34条」に改め、同項第1号中「規定により」を「規定により読み替えて」に、「100分の3」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第2号中「第35条、第35条の2及び附則第5条第1項」を「第34条の2から第35条の2まで」に、「所得割の額及び」を「、「所得割の額及び」に改め、「同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とを削り、同項第3号中「同条第1項」を「同条第1項及び第2項第1号」に、「同条第2項」を「同項」に改め、「同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とを削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

附則第10条第1項中「並びに第34条第1項及び第2項」を「及び第34条」に、「規定により」を「規定により読み替えて」に、「以下附則第11条まで」を「次条第1項及び第2項並びに附則第11条第1項」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第3項第3号中「第35条、第35条の2及び附則第5条第1項」を「第34条の2から第35条の2まで」に、「所得割の額及び」を「、「所得割の額及び」に改め、「同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とを削り、同項第4号中「同条第1項」を「同条第1項及び第2項第1号」に、「同条第2項」を「同項」に改め、「同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とを削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

附則第10条の2第1項中「の定める」を「で定める」に、「次条」を「次条第1項」に改め、同項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号イを次のように改める。

イ 32万円

附則第10条の2第1項第2号ロ中「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、「第7項において同じ。」を削り、同条第3項中「第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改め、同条第7項中「確定優良住宅地等予定地」を「同項に規定する確定優良住宅地等予定地」に改める。

附則第11条第1項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号イを次のように改める。

イ 96万円

附則第11条第1項第2号ロ中「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第12条第1項中「並びに第34条第1項及び第2項」を「及び第34条」に、「第4項において準用する附則第10条第3項第2号の規定により」を「第4項第2号の規定により読み替えて」に、「100分の3」を「100分の3.6に相当する金額」に改め、同条第3項中「100分の3」を「100分の3.6」に、「100分の1.6」を「、「100分の2」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 個人の県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項によつて準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。
 - (2) 第33条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
 - (3) 第34条の2から第35条の2までの規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。
 - (4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。
 - (5) 附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。
- 附則第12条の2第1項中「第37条の10第2項に規定する株式等（以下本項及び次条第2項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項、次条第1項及び第2項並びに附則第12条の4において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第3項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を「第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「並びに第34条第1項及び第2項」を「及び第34条」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下本項及び第5項並びに」を「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第7項第2号の規定により」を「第4項第2号の規定により読み替えて」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項中「除く。）」を「除く。）」その他施行令附則第18条第4項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額」に、「は、株式等」を「及び租税特別措置法第37条の10第4項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等」に、「前項」を「同項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項第3号中「第35条、第35条の2及び附則第5条第1項」を「第34条の2から第35条の2まで」に、「「所得割の額及び」を「、「所得割の額及び」に改め、「第35条の2中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第6項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と」を削り、同項第4号中「同条第1項」を「同条第1項及び第2項第1号」に、「同条第2項」を「同項」に、「及び」を「並びに」に改め、「同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を削り、同項第5号を次のように改める。
- (5) 附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額

及び附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

附則第12条の2第7項を同条第4項とする。

附則第12条の3第1項中「この項及び次項」を「この条」に、「同条第1項各号」を「同項各号」に、「譲渡をしたことと」を「譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条において同じ。）をしたことと」に改め、同条第2項中「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改める。

附則第12条の4中「本項」を「この条」に、「附則第35条の2第8項第3号」を「附則第35条の2第5項第3号」に、「100分の1」を「100分の1.2」に改める。

附則第12条の5第2項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第3項中「第6項まで」を「第3項まで」に、「金額。」と、前条を「金額とし、」と、前条に改める。

附則第12条の6第4項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第5項中「第6項まで」を「第3項まで」に、「金額。」と、附則第12条の4を「金額とし、」と、附則第12条の4に改め、同条第6項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第14項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第15項」に改める。

附則第12条の7第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、第48条の22第3項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第12条の8第1項中「並びに第34条第1項及び第2項」を「及び第34条」に、「規定により」を「規定により読み替えて」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項第3号中「第35条、第35条の2及び附則第5条第1項」を「第34条の2から第35条の2まで」に、「「所得割の額及び」を「、「所得割の額及び」に改め、「、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と」を削り、同項第4号中「同条第1項」を「同条第1項及び第2項第1号」に、「同条第2項」を「同項」に、「及び」を「並びに」に改め、「、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と」を削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

附則第12条の9第2項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第13条の3を次のように改める。

（法人の事業税の税率の特例）

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第54条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
-------------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
--------------------------------------	----------

各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9
------------------------	----------

と、同条第4項第2号イ中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

附則第19条を削る。

附則別表を削る。

（山形県産業廃棄物税条例の一部改正）

第2条 山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第733条の18第5項」を「第733条の18第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第40条の4、第48条の10、第48条の17、第48条の24、第62条、第100条、第169条の9及び附則第7条の改正規定、県税条例附則第12条の2第2項の改正規定（「除く。」）を「除く。」その他施行令附則第18条第4項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額に改める部分に限る。）並びに県税条例附則別表を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3項の規定は同年1月1日から、第1条中県税条例第33条の改正規定及び附則第4項の規定は平成20年1月1日から、第1条中県税条例第35条の2の改正規定（「100分の32」を「5分の2」に改める部分に限る。）及び県税条例附則第5条の2の改正規定並びに附則第5項の規定は同年4月1日から、第1条中県税条例第136条の改正規定は規則で定める日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 第1条の規定による改正後の県税条例（以下「新条例」という。）第34条第1項、第34条の2、附則第5条第1項、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第10条の2第1項、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び第3項、附則第12条の2第1項、附則第12条の4並びに附則第12条の8第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、附則第6項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第40条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第40条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 新条例第33条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 新条例第35条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 新条例第40条第1項第1号の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。
- 新条例第48条の18の規定は、平成19年度以後に市町村に対し交付すべき配当割（地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第23条第1項第3号の3に掲げる配当割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成18年度までに市町村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例による。
- 新条例第48条の25の規定は、平成19年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割（新法第23条第1項第3号の4に掲げる株式等譲渡所得割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成18年度までに市町村に対し交付する市町

村交付金については、なお従前の例による。

- 9 平成19年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る新条例第34条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第34条の2第1号イ又は第2号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第10条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第12条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新条例附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに改正法附則第26条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この項において「新租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額（同条第5項第4号の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等の額（同条第8項第4号の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第34条の2第1号イ又は第2号イに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（改正法附則第12条第1項第1号に掲げる金額が同項第2号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第1号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。））を、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第35条の2の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。
- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第34条の規定による所得割の額から新条例第34条の2の規定による控除額を控除した金額
- (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の県民税に係る新条例第34条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の山形県県税条例第34条第1項の規定を適用して計算した所得割の額
- 10 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。）」とあるのは「零とする。）」の3分の2に相当する金額」と、「新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第35条の2の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第6項の規定による所得割の額」とする。
- 11 附則第9項の規定は、改正法附則第6条第3項に定める場合に限り、適用する。
（事業税に関する経過措置）
- 12 新条例第54条及び附則第13条の3の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 13 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）の一部を次のように改正する。
附則第6項中「前2条」を「前3条」に改める。

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第46号**山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例**

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例（昭和47年3月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第47号**山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例**

（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「を減免する」を「の全部又は一部及び施設支援料の一部を免除する」に改める。

（山形県身体障害者更生援護施設条例の一部改正）

第2条 山形県身体障害者更生援護施設条例（昭和48年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

6 第3項の規定は、前項の使用料（支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る使用料を除く。）について準用する。この場合において、第3項中「全部又は一部」とあるのは、「一部」と読み替えるものとする。

第14条に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、第6項の料金（支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る料金を除く。）について準用する。この場合において、第5項中「全部又は一部」とあるのは、「一部」と読み替えるものとする。

（山形県知的障害者援護施設条例の一部改正）

第3条 山形県知的障害者援護施設条例（昭和48年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（使用料の徴収等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料（支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る使用料を除く。）の一部を免除することができる。

第6条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、第1項の料金（支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る料金を除く。）の一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の規定、第2条の規定による改正後の山形県身体障害者更生援護施設条例の規定及び第3条の規定による改正後の山形県知的障害者援護施設条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第48号**山形県立農業大学校の授業料等徴収条例**

(授業料等の徴収)

第1条 県は、山形県立農業大学校条例（昭和57年12月県条例第33号。以下「農業大学校条例」という。）第1条に規定する山形県立農業大学校における授業料、入校料及び入校審査料を、この条例の定めるところにより徴収する。

(授業料等の額)

第2条 授業料、入校料及び入校審査料の額は、別表のとおりとする。

(授業料の徴収の時期)

第3条 授業料は、前期分及び後期分に分割して徴収するものとし、前期分の授業料にあつては4月に、後期分の授業料にあつては10月に、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

(入校料の徴収の時期)

第4条 入校料は、入校を許可するときに徴収するものとする。

(入校審査料の徴収の時期)

第5条 入校審査料は、入校の志望を受理するときに徴収するものとする。

(入校の時期が徴収の月後である場合における授業料の額及び徴収の時期)

第6条 入校の時期が第3条に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入校した日の属する月から次の徴収の月前の月までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入校した日の属する月に行うものとする。

(4月から9月までの間に退校した者に係る授業料)

第7条 4月から9月までの間に退校した者からは、後期分の授業料は徴収しないものとする。

(授業料及び入校料の免除及び徴収猶予)

第8条 知事は、特に必要があると認めるときは、授業料及び入校料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入校した者に係る授業料、平成18年度に入校しようとする者に係る入校料及び平成18年度に入校するための入校審査を受けようとする者に係る入校審査料は、この条例の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

別表

区分	授業料	入校料	入校審査料
養成部	年額 115,200円	5,650円	2,200円

備考 この表において「養成部」とは、農業大学校条例第2条に掲げる養成部をいう。

山形県卸売市場条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第49号**山形県卸売市場条例等の一部を改正する条例**

（山形県卸売市場条例の一部改正）

第1条 山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第22条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「資本」を「資本金」に改める。

（公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第11条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。